

Lawyer's Newsletter

大文字

Miyako Law Office

弁護士法人 みやこ法律事務所

Vol. 43

2015 Summer

120年ぶりの民法改正

弁護士 片山 美紀

「あきらめないで！」破産債権者

弁護士 橋本 望玄

ケガとマラソンと私

弁護士 萩野 浩之

独り暮らし高齢者への法的支援の一例

～債務処理問題への対応について～

弁護士 小田 宏之

あのバスに乗って

作家 後藤 駿志

新たな時代の刑訴法

弁護士 知花 雄一朗

「読み切り」と「ストーリーもの」

弁護士 金井 健作





残暑お見舞い申し上げます

夏空の青さが眩しいこのごろ、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、近年は激動が続く司法の世界ですが、本年3月にはいよいよ「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、近い将来、民法が改正されることが確実となりました。

一部とはいっても、私たちの日常生活や経済活動を定める基本ルールが変わることになりますので、影響の大きさは計り知れないものがあります。

1896年に制定されて以来、ほぼ当初の姿を守ってきた民法ですが、今回の改正は、社会情勢の変化に合わせて、国民一般により分かりやすいものにするという趣旨のことです。

当事務所の所員一同も、情勢の変化に臨機応変に対応するとともに、皆様のご要望に誠実にお応えするべく一層の研鑽に努めていく所存でございます。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人 みやこ法律事務所

弁護士 橋本 皇玄／弁護士 小田 宏之／弁護士 後藤 隆志／弁護士 金井 健作
弁護士 片山 美紀／弁護士 粟野 浩之／弁護士 知花 鷹一朗

120年ぶりの民法改正

弁護士 片山 美紀

2015年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、国会に提出された。

1896年に民法が制定されて以降、120年の間に、われわれの生活・経済情勢は大きく変化しているが、ほとんどの規定は制定当時のままであり、抜本的な改正はなされていない。その間、実務的には、各種の特別法が制定され、また多数の判例や解釈によりさまざまな事案に対応してきたため、それほど深刻な問題は生じてこなかったが、判例等による基本ルールが明文化されていない状況ではあった。

そこで、社会・経済の変化への対応を図り、また国民一般に分かりやすいものとする目的に、特に売買や贈与等、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直されることとなった。

今回の改正点は多岐にわたるが、その中でも比較的実生活に影響があると思われるものについて、以下いくつか紹介したい。

点から5年間という時効期間を設け、いずれかの期間が満了した時点で、消滅時効が成立することとされた。

また、現行法では、債権の消滅時効の時効期間の特則として、職業別に短期消滅時効というものが定められている。例えば、飲み屋の料金は1年間、弁護士報酬は2年間、医師の診療報酬は3年間などである。この職業別の短期消滅時効は、対象となる債権の時効期間の差異について、合理的な理由を説明することが困難であること等から、今回の改正では、職業別の短期消滅時効は削除されることになった。

あわせて商事消滅時効（商法522条）も、上記主観的起算点から5年間という債権一般の規定により、特則を設ける意義が乏しくなるため、廃止されることになった。

このほか、現行民法における時効の停止・中断の規律は、より分かりやすい表現とするため、時効の完成猶予・更新という表現を用い、対象となる事由や効果が整理し直されている。

消滅時効の統一

消滅時効に関しては、時効期間の単純化・統一化を図る観点から、現行の「権利行使することができる時」という客観的な起算点から10年間という時効期間に加えて、「債権者が権利行使することができたことを知った時」という主観的な起算

法定利率の変動制

現行法では、法定利率は年5%で固定されているが、低金利が続く市場環境と大幅に乖離している実態を踏まえ、これを改正し、改正後の当初の法定

利率を年3%とした上で、3年ごとに1%刻みで見直す変動制が導入されることになった。

市場と著しく乖離した高い利率は、債権者に紛争の解決を引き延ばすインセンティブを与えるとも指摘されていた。つまり、普通預金の利息が0.1%以下という低金利市場において、法定利率が年5%となると、トラブルが長引けば長引くほど、回収し得る金額が多額になるため、債権者があえて紛争を引き延ばそうとしかねないということである。

そこで、今回の改正では市場の動向にあわせ、まずは年3%の法定利率とし、かつ変動制が導入されることとなったのである。

貸付金のように契約により利息が付される場合には、当事者間の合意で利率を定めることが通常であることから、今回の改正では、当事者間の合意がない場合、すなわち不法行為や不当利得などの法律上の原因に基づき発生する債権の利息などに影響することになる。

その他、法定利率は、逸失利益算定の際の中間利息控除の割合にも適用されるため、不法行為による損害賠償額が改正前より相当高額化することが予想される。そのため、損害保険の保険料の上昇につながる可能性もある。

また、事業のために負担した資金等債務を主たる債務とする保証契約等、一定の範囲の保証契約につき、第三者が保証人となる場合には、保証契約締結前1ヶ月以内に公正証書を作成して保証人となる意思表示を明らかにしない限り、無効とする旨の規定が設けられた。ただし、主たる債務者と一定の関係にある者（取締役や執行役、従業員である配偶者等）は、例外として第三者には該当せず、連帯保証人になることができる。

これまで法人の債務については、代表取締役だけではなく、他の取締役の他、代表者の家族等が連帯保証人にされるケースが多数あった。これでは法人の業績が悪化し、破産に至った場合、保証人までもが破産を余儀なくされることがある。

そこで、かかる事態を開拓するため、上記の通り、一定の要件の下、個人を保証人とする場合の保証契約について無効とする規定が新設された。

今回の改正により、実務上は、代表者等以外の者を保証人とすることに高いハードルが課せられたといえ、融資のあり方に影響を及ぼす可能性もある。

定型約款について

インターネット取引等、実務上、約款を利用した取引は広く利用されているが、実は、現行民法には約款に関する明確な規定がない。消費者側が約款を読まずに契約をした結果、トラブルに発展することがある。

そこで、今回の改正では、約款について、「定型約款」という概念を設けた上で、あらかじめ約款に基づく契約と表示していた場合等、一定の要件を満たした場合には、定型約款の個別の条項について当事者間に合意がない場合でも、合意があった

ものとみなすと定められた。

もっとも、定型約款のうち、信義則に反して相手方の利益を一方的に害するような一定の条項については、合意しなかったものとみなすと定められた。

その他、相手方らの請求があった場合には定型約款の表示義務を負うことや、一定の場合には、定型約款の変更の手続により、変更後の定型約款について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約内容を変更できることになった。

敷金に関する判例の明文化

敷金の返還を巡っては、退去時に原状回復費用として敷金以上の金額を請求されるなどのトラブルが数多くあった。敷金に関しては、現行民法に規定がなく、国土交通省が制定した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」があるのみという状況であった。

そこで、これまでの判例・通説を明文化することとし、敷金について、名目のいかんにかかわらず、賃貸借に基づいて生ずる賃借人の金銭債務を担保

する目的で賃貸人に交付する金銭と明確に定義付けたうえで、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、または賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならないとして、敷金の返還義務が規定されることになった。

また、原状回復義務についても、通常損耗及び経年変化については原状回復義務を負わない旨の判例法理を明確にするとともに、賃借人の責めによらない損傷についても原状回復義務を負わないということが明文化されることになった。

もっとも、改正案では特約を排除する趣旨ではないため、今後は、特約がなされた場合、その有効性を争うケースは依然として後を絶たないものと思われる。

以上、今回は一部のみの紹介ではあるが、改正項目、関連法規は多岐にわたる。改正案の多くは、従来の判例法理の明文化などであり、実務的な影響は比較的少ないと思われるが、3年後の施行に向けて無用な混乱が生じないよう十分な周知が必要となる。

以上

保証人の保護の拡充

現行法では、一部の債務を除いて保証人が負担する極度額を定める規定がなく、保証人が、想定外の多額の保証債務の履行を求められることがあり得る。

そこで、今回、個人保証人の保護を図るため、個人保証の場合には、債務の内容にかかわらず事前に極度額を定めなければ、保証契約自体が無効となる旨の規定が設けられた。



「あきらめないで！」破産債権者

弁護士 橋本 皇玄

「納品先の会社へ商品を納めたのに代金が支払われる前にその会社が破産してしまった。」

破産債権者の地位

① 破産決定が言渡された後の取引関係者である破産債権者の地位は、すこぶる悪く泣き寝入りに等しい。法律相談の際でも何とも言えずに帰つてもらうことが多い。破産法には、「破産債権は…破産手続によらなければ、行使することができない。」(破産法100条)と規定されている。従って、法が定めた破産手続を度外視して、自ら直接取り立てたりすることは許されない。

② 特に、破産財団の管理や換価に生じる費用に関する債権、破産者の店舗や倉庫の賃貸人の賃料債権、相殺権、抵当権などの担保権、従業員の未払給与債権等の特別な法律関係を有している場合以外、債権の回収は困難であって、債権者集会で管財人の報告を聞くのが精一杯の場合が多く、配当されるのかどうかが一般的の破産債権者の最大の関心事である。仮に、配当利益のあるケースであっても配当率が10%にも満たない場合も多い。

③ 破産会社にある程度の資産があっても、前記の破産手続の費用や租税等の支払いを消え、優先的債権者でさえ全く支払ってもらえない場合もある。破産管財人をやっていると債権者からの苦情も多い。債権者数100人前後の破産事件も

多く、そういう事件を数件抱えていると債権者の気持ちに同情している暇もなく事務的な対応をせざるを得ない。電話では都度メモをとっていられないで、どの債権者からどんな苦情や懇願があったのかすら覚えていない。

④ 破産管財業務は、管財人が破産会社の資産、負債、その他の契約関係を引き継ぎ、これを整理しつつ、速やかに財団を換価し、これに伴う膨大な事務処理を(事務職員の協力を得て)遂行していかなければならない。不安を抱えた個々の破産債権者に対し、破産制度や管財人の業務を丁寧に説明している暇もない。

あきらめないで！破産債権者

① しかし、次の様なケースではあきらめないで欲しい。例え破産者に配当原資や優先的債権者に対する分配金すらない場合であっても、ある程度回収できる場合があるからである。

【設題】

分かりやすくするため、よくある具体的なケースを示して説明する。

「大手自動車メーカーへ部品を納品する下請会社が多い。その会社(A社)が破産した。A社は、部品を製造するに必要なネジを更に

孫請会社(B社)から仕入れていた。B社はA社へ1t当たり10万円で、計50tのネジを納品していた。その代金は500万円である。納品後、納めたネジの代金が支払われる前にA社が破産してしまった。破産決定がなされた当時、A社は、ネジ10tを消費して自動車部品を製造したが、残りの40t分は10tごとに分けたネジケース4個に入れてA社の倉庫に保管してあった。」

② こういったケースでは通常、破産管財人は、破産決定後、A社の有する債権を回収したり、速やかにA社に存在する資産(財団という)を換価処分し、現金に代えて財団を組成していく等これが破産管財人の中心業務である。組成された資金は、破産業務遂行の実費や税金の支払い、A社従業員の未払賃金などに充当されていくわけである。

③ 従って、前記(設題)の様なケースで法律家に相談した場合、「A社へ商品を納品してしまったら何ともできない。」と答える人もいる。破産管財人の中でも納品した場合は、B社は何とも出来ないとと思う人もいる。しかし、こういった破産債権者は、あきらめないで次の様な行動をとってみてはどうだろうか。

具体的な対応

① 残りの40tのネジに対して、納品業者B社から民法311条5号に基づいて動産売買先取特権を行使する旨を破産管財人に書面にて通知する。その上で管財人と交渉する。ネジの代金と利息の破産債権に関して別除権(残りの40tのネジに対して破産手続によらず担保として優先弁済を受ける権利)を主張するわけである。

② 交渉の内容としては、40tのネジをある程度返してもらうか、配当等の破産手続を経ないでネジの代金相当額の支払い(つまり債権の回収)を求める。これと並行して(交渉がうまく進展しないことを見込んで)裁判所に動産売買先取特権の民事執行の申立てをする(申立書の作成は司法書士か弁護士に依頼した方がよい)。そして、同申立書の写しを管財人へ提出し動産売買先取特権の民事執行の申立てをしたことを管財人に認識させる(これは、管財人との後の交渉を有利に進めるための布石である。もっとも、一般に、動産売買先取特権を使用するときは、隠密に民事執行を申立て、民事執行法190条2項の裁判所の許可が債務者に送達される前に差押えを執行する。債務者に動産を処分されてしまうからである。しかし、管財人は公平な立場で破産事務を進めてくれるので、民事執行の申立てをするとの意思を示せば、これに先んじるような行為はしないであろう。)

③ ここまですると大抵の破産管財人は(全てではないが)交渉に応じてくれる。ネジ代金の全てを支払ってくれる管財人もいるかもしれない。前記民事執行法190条2項の動産売買先取特権による競売開始の許可があり、それが管財人に送達されたときは、ほぼ、ネジを売却した代金の支払いに応じてくれるであろう。

④ もっとも、最初から、弁護士に対し、前記民事執行の申立てと競売開始の許可・執行まで依頼をしておく方法もある。しかし、そこまでしなくても、破産管財人が交渉に応じてくれる場合が多いのだ。

交渉の条件

① ただ、こういった交渉が可能となるためには、次の様な条件下にあることが必要となる。

I 前記（設題）の様に、売買（納品）した商品が量的、場所的に「特定」されていなければならない。（設題）では所定の場所に40tとして置かれていたので「特定」されていると言える。しかし、例えば、ネジが自動車部品に組み込まれたり、他のネジと混在されたり、ネジ自体が第三者に転売された場合は動産売買先取特権を行使することはできなくなる（もっとも、最後の第三者への転売には物上代位との関連で難しい問題もあるが、ややこしくなるので説明は割愛する。）。「特定」の有無という難しい問題は専門家に相談するとよい。

II 商品が自動車の様に性質上「特定」している物であれば問題はないが、例えば、砂糖だとか液体のように、拡散性の強い性質の商品は、特に、倉庫とか一定の場所に分別して保管されていないと「特定」は困難とされる。これらは使用されれば殆ど特定性を失う。

III 破産管財人は、基本的には早期に破産会社の有する動産類（ネジ等）を換価（売却）することを心掛けているので、管財人が第三者に売却し代金が管財人口座に入金されてしまえば前記交渉はほぼ不可能となる。他方で、破産管財人も任意的な解決を図っているという管財実務の現状がある。従って、それ以前に前記手続にとって、先取特権者として交渉してみればよいということである。

IV これで、配当原資のある場合は、代金債権につきどんな優先的破産債権よりも優先して処理してもらえる可能性が高く、更には配当原資がない場合であっても、ネジの任意売却の換価代金額によっては、代金債権を誰よりも（租税債権よりも）優先して回収できる可能性がある。

② 以上により、動産類の納品業者としては、納品先の会社が破産しても、商品が特定している以上、最後まであきらめずに頑張って欲しいと考える。

法律的な意味

① これまでの説明は、どうも、情緒的かつ曖昧な話で釈然としないと思う人もいる。そこで、これを法律論として説明する。なお、簡潔な説明なので理解し難くある程度の法律的知識が必要となる。説明は分かり難いと思われるが、この項目は読まなくて飛ばしてもらっても債権者の前記交渉には影響しない。従って、釈然としないと思う人だけ読んで頂ければよい。

② つまり、B社は、A社に対し動産売買先取特権という法定担保物権を有している。この様に、A社が破産する前に担保物権を有しているということは、A社が破産した後は、B社は別除権を有していることになる。そして、別除権は、すでに指摘したように、破産手続によらず担保物に対して優先弁済を受ける権利を有しており、他の債権者との関係で優先弁済請求権がある。

③ しかし、動産売買先取特権という担保物権は、抵当権や動産質権のように公示性、占有性の確立した担保物権とは異なり、公示性も占有性もなく民事執行法上も民法上（民法333条）も担保権の実効性は極めて少なく、民事執行の申立てのなされることは殆どなかった。

④ 担保執行法制の改正と破産法の改正の際、この問題点が審議され、民事執行法の改正ではある程度、申立てに実効性を付与した。もっとも、特定性の問題や担保目的物に対する債務者の対応の問題等の難点はあった。破産法の改正案では、動産売買先取特権が証明されれば差押えがなくても優先弁済権を保証し、破産管財人が動産を任意売却したときに先取特権者に優先的に弁済するとの意見もあったが見送られた経緯がある。

⑤ その結果、民事執行法改正前と比べて、民事執行の申立て自体が困難という事情は減少したが、他面において破産法の改正案が見送られたことか

ら債務者（破産管財人）の対応によっては、優先弁済権請求権の実効性がないというグレーな位置にある。そこで、「情緒的かつ曖昧な話」といったが、破産管財人としては、実務上、特定性があり、

民事執行の申立てが可能か等の事情を踏まえた上で、換価代金について、裁判所と協議しながら和解的処理をしているという流れがあり、前記交渉の余地があることになる。



ケガとマラソンと私

弁護士 粟野 浩之

先日、某雑誌で「実は体に悪いコト」をテーマに特集が組まれていたが、スポーツの中ではランニングが堂々の1位となっていた。ランニングが最もケガをしやすいというのがその理由である。

スポーツでのケガは外傷と障害に区別される。外傷はスポーツでの転倒などによる突発的なケガで、骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れなどがある。これに対して、障害は長期的に同じスポーツを続けることなどにより、体の一定の部分に負担がかかって起こるケガであり、スポーツにおける体の使いすぎ(オーバーユース)が原因である。

ここでは運動経験ゼロだった私がランニングをはじめてからこれまでの4年間に経験したケガを振り返ってみたいと思う。

鶯足炎(がそくえん)

鶯足とは、半腱様筋、薄筋、縫工筋の3つの腱が、すねの骨(脛骨)の膝の内側上部に付着している部分である。その外見がガチョウの足のように広がって骨に張り付いているように見えることから鶯足と呼ばれている。

鶯足炎は、膝の屈伸運動を繰り返すことによって大腿内側の腱が脛骨とこすれて起こる炎症である。

普段スポーツをしていない人が急にランニングなどのスポーツを始めた場合に発症しやすいケガ

であり、実際、私がランニングを始めて間もないころ、初めて経験したランニングでのケガが鶯足炎だった。

治療方法はアイシングと安静で、初めての鶯足炎はしばらくランニングを中止することにより治った。

予防のためには膝屈筋群(ハムストリングス)や股関節内転筋群のストレッチが有効といわれている。

腸脛靭帯炎(ちょうけいじんたいえん)

腸脛靭帯とは太ももの外側を覆う長い靭帯で、腸脛靭帯炎は、膝の屈伸運動を繰り返すことによって腸脛靭帯が大腿骨外顆とこすれて起こる炎症である。

長距離走を行う人の発症が多いので、ランナーズニーとも呼ばれている。典型的な使いすぎ(オーバーユース)症候群のひとつである。初期には、長距離を走ったあとに膝外側部に違和感を生じ、進行すると膝の屈伸に伴って疼痛が生じてランニングが困難となる。さらに進行すると歩くのも困難なほど疼痛が強くなる。

治療方法は鶯足炎と同じくアイシングと安静であるが、こじらせるとなかなか治らないケガで、私の場合は、初のハーフマラソン完走後に発症し、その後半年間まったく走ることができなかった。

予防のためには腸脛靭帯と股関節周囲筋群のストレッチが有効である。テープングも効果があり、ハーフマラソンで腸脛靭帯炎になり、歩くのも困難になってしまったが、テapingのおかげで1か月後のフルマラソンを完走できたことがある。

中足骨骨頭部痛

中足骨とは足の甲に位置する骨であり、中足骨骨頭部は、中足骨のつま先寄りの端に位置する「骨頭」部分である。ちょうど足指の付け根部分にあたる。

ランニングによりこの部分に何度も衝撃が加わることで疼痛が生じるのが中足骨骨頭部痛である。

原因は足裏のアーチ不足であり、アーチをサポートするインソール(中敷き)が効果的である。

ランニングを始めて10キロ走れるようになったころに初めて発症したが、その後100キロマラソン完走後にも発症した。初めての発症は足裏の筋力不足が原因であり、100キロマラソン完走後の発症は、オーバーユースによりアーチが崩れてしまっていたのが原因である。

予防のためには足裏の筋力を鍛える必要があるので、普段からタオルギャザー(足の指で地面に置いたタオルを巻き取る運動)や足指じゃんけんなどを意識的に行うようにしている。

捻挫

関節が不自然な外力により生理的な可動範囲を超えるような動きを強制された時に発生する代表的な外傷が捻挫である。

ロードでのランニングではありませんが、山を走るトレイルランニングでは常に捻挫のリスクと隣り合わせである。

初めて参加したトレイルランニングの大会で、足首を捻挫してからは、捻挫予防のテapingが欠かせなくなった。

足首以外にも下りで転倒したときに手指を捻挫してしまったこともある。

捻挫や転倒することなくトレイルの下りを早く走れるようになることが今後の課題である。

疲労骨折、骨挫傷

疲労骨折は骨に小さなヒビが入る症状で、ランナーは、脛骨、大腿骨、腓骨、中足骨など、いろいろな骨を疲労骨折するリスクにさらされている。

また、骨挫傷は、外からの衝撃で骨の内部が損傷するケガで、骨髄に血液がたまる状態と、骨の内部にあるスponジのようなもろくて軽い海綿骨が微細な損傷を受けている状態の2種類がある。

昨年12月の東山三十六峰マウンテンマラソンの後、左膝の内側に痛みを感じ、また鶯足炎になったと思ってしばらく安静にしていたが、その後、痛みは悪化する一方だった。半月板損傷かもしれないと思うようになり、暗澹たる気持ちで年末年始を過ごした。年明け早々整形外科を受診しMRI検査の結果、大腿骨骨頸部骨挫傷であることがわかった。11月にも40キロのトレイルレースに出場しており、オーバーユースによる骨挫傷と思われるとのことだった。自然治癒を待つかなく、結局3か月ほど走ることができなかった。

余談になるが、骨挫傷からの復帰レースは、小学生の長女と出場した3キロの親子レースだった。ふたりで手をつないでゴールし、来年も一緒に

走りたいと言ってもらえたのが、ランニングに復帰できることよりもうれしかった。

股関節まわりの痛み

近年、ランニングによる股関節まわりの痛みを訴える人が増えているらしい。

痛みが出る組織としては、筋肉、骨、関節、関節唇、靭帯の損傷が考えられるが、正直言って、自分ではどの組織が痛いのかはっきりとはわからない。

股関節まわりの痛みは様々な原因から生じ、予防するためには、その原因に応じて、ランニングフォームを改善したり、体幹を鍛えたり、股関節の柔軟性を高めたりする必要がある。

初フルマラソンで右股関節まわりを傷めたときは、結局痛みの原因がよくわからないまま、半年間走ることができなかった。最近では、5月末の比叡山インターナショナルトレイルランで左股関節まわりを傷め、初のリタイアを経験した。

ちなみに比叡山インターナショナルトレイルランは、距離50キロ、累積標高3,700メートル、制限時間11時間のハードなレースで、レースに向けて4月から走り込んでいた。5月に入り、一緒にエントリーしていた○弁護士と2回に分けてコースの試走をした。1回目に後半30キロの試走をした後は1週間筋肉痛が治らなかった。翌週、前半20キロを試走し、あとはレースまでの1週間を無理せず過ごすだけだった。しかし、疲労抜きで軽く走った5キロのジョグで股関節まわりを傷めてしまった。整形外科で痛み止めの注射を打つてもらいレースに出場したものの、すぐに股関節が痛くなり、歩くこともできない状態になった。結局、10キロ地点の第1エイドでリタイアすることに決めた。

大人の選択で早めにリタイアしたつもりだったのだが、股関節まわりのダメージは考えていた以上だったようで、今もまだ走ることができないでいる。股関節まわりの深い部分の筋肉がダメージを受けているらしく、治るのにはしばらくかかるらしい。8月末にリレーマラソンに出場する予定なので、それまでには復帰したいものである。

以上がこれまでに私が経験したランニングによるケガである。何もしなくてもケガをせずに走ることにこしたことではないが、ケガをする度に、筋肉、骨、関節、靭帯などについての知識が豊富になってくる。ケガをしないために筋トレ、ストレッチ、テーピングなどを学び、それまでできなかったスキルも身に付いてくる。また、ケガをして走れない間、筋力と持久力を維持するために、ランニング以外のスポーツにも目を向けるようになってしまった。

これからも、ランニングを続ける限りまだまだたくさんの様々なケガを経験していくことになると思う。

私にとって、ケガとマラソンとは、切っても切れない関係なのである。



独り暮らし高齢者への法的支援の一事例 ～債務処理問題への対応について～

弁護士 小田 宏之

はじめに

私たち弁護士の業務においては、独り暮らしをされている高齢者の方々への法的支援を行うことも、重要な業務の一つです。

厚生労働省の統計によりますと、我が国の全世帯のうち「高齢者世帯」(=65歳以上の方のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の方が加わった世帯)の占める割合は年々増加し、平成26年6月時点においては、「高齢者世帯」の割合が24.2%に至り(ちなみに、平成16年では14.6%)、「高齢者世帯」のうち「単独世帯」(=配偶者等の親族がない独り世帯)の割合が48.8%を占めています。つまり、我が国の全世帯のうち10世帯に1世帯が「高齢者世帯」ということになります。

高齢者の方でも、気力・体力とも十分にお有りで、仕事に勤しみ、趣味・スポーツに打ち込んでおられる方々も多くおられます。しかし、体調を崩されたり認知症の発症等をきっかけに、具体的な支援が必要となる独り暮らし高齢者の方々も少なくありません。そのため、私たち法律家としても、必要な法的支援が可能な限り行き渡るように努力する必要があります。

本稿では、独り暮らし高齢者の方々が直面されるケースで比較的多い事例として、借金等の債務処理問題への法的支援の実践方法を紹介させて頂こうと思います。

債務処理問題への法的支援について

1 法的支援開始の契機

独り暮らし高齢者の方々の債務処理問題について弁護士が支援を開始する契機としては、以下のようないくつかあります。

すなわち、当該高齢者がこれまで問題無く支払って来られた公共料金、家賃、介護サービス利用料の支払いが滞ったり、今まで見慣れなかった金融業者・金融機関からの利用明細書や督促状等が当該高齢者宅へ郵送されてきます。そのため、日頃、当該高齢者の支援や見守りをされている福祉・介護関係者や関係機関等がこのような『異変』に気付き、当該高齢者のサポートとして弁護士の出張相談や電話相談を利用された結果、弁護士の法的支援に繋がるという事例です。

2 請求(額)全容の把握

弁護士が法的支援を行うに当たっては、先ず、当該高齢者に対する請求(額)の全容を把握することから始めます。

その方法としては、①各種請求書類(請求書・督促状)や裁判所からの書類その他郵便物の確認、通帳の入出金履歴の確認、居室内にある契約書類や購入物品などのチェックを行う、②本人、支援者、日頃交流のある知人や近隣者からの聞き取りを行う、③電話や訪問による督促が有る場合には、当該督促者に督促内容の説明や根拠資料の提

供を求める等の方法を採ります。

本件のような事例では、当該高齢者御本人は全容把握が出来ていないことも多く、その場合、上記郵便物から把握することが有用となります。

③ 支払必要な債務(額)の把握・判断

請求(額)全容の把握と同時に、そのうち支払必要な債務(額)を把握・判断します。

例えば、実は、消費者金融からの長年に亘る借入があった場合でも、利息制限法所定利率による引き直し計算の結果、借金は額面よりも減少したり消滅することもあります。また、督促も無く長期間経過している借金等については消滅時効により返済義務が消滅することもあります。

さらに、物品販売業者や役務提供業者への未払金が判明した場合には、いわゆる「クーリングオフ」(契約撤回)が出来るケースか否か、消費者契約法に基づく取消や無効主張の可否、錯誤に基づく無効主張や詐欺・強迫に基づく取消の可否も検討します。また、それらと平行して「返品交渉」も行います。

そして、中には、配偶者が亡くなった等のため相続することになる借金(債務)がある場合もありますが、その場合、自己のために相続の開始があつたこと(被相続人の死亡など)を知った時から3ヶ月以内(申述期間内)に、家庭裁判所へ「相続放棄」の手続を行えば、相続債務を引き継がなくても済むこととなります。なお、上記「申述期間」については、例外的な救済法理がありますので、3ヶ月を経過しても諦めないで下さい。

以上のような、支払う必要のない請求(債務)に関しては、当該請求者に対して、速やかに支払拒絶の意思表示を「書面」で行い、取り急ぎ「口頭」で行う場合は「録音」に残すこともあります。なお、請求者の電話や訪問による督促に対して、本人や支援者が「その場しのぎ」のために支払う

必要のない請求を認める旨の意思表示を行ってしまうことがあります、そうすると「追認」したものとして無効や取消の主張が出来なくなることがありますので、注意が必要です。また、撤回や取消の主張を行うことの出来る法定期限を徒過しないよう注意することが必要になります。

④ 支払う必要のある債務への対処

以上のとおり支払必要な債務(額)の把握・判断を行った上で、当該支払必要債務について、以下の対処方法を選択します。

その一つは、債務整理です。この方法は、支払う必要のある各債務について、当該債権者との間において、支払可能となるような分割払いや減額の交渉を行う手続です。裁判所を通さない手続であり比較的簡易迅速に行えますが、債務の全体を正確に踏まえた無理のない返済計画を立てる必要があります。

他の方法は、自己破産(免責)です。この方法は、一定の事由(免責不許可事由)があるケースを除き、租税公課など特定の債務以外についての支払義務を免れることのできる、裁判所の手続です。債務整理と異なり、支払義務免除の可能性がありメリットが大きい手続ですが、持ち家等の大きな財産を手放す必要があるといったデメリットもあります。なお、誤解されがちな点ですが、破産した場合でも、選挙権に影響せず、戸籍や住民票にも「破産した」旨は記載されませんし、保証人になっていない親族が破産者の代わりに返済する必要は有りません。

さらに、裁判所の手続により債務を分割払いや減額する「個人再生手続」という方法もあります。

⑤ 債務処理完了後に必要となる対応

上記の債務処理が完了すれば、取り敢えずは『一件落着』となります。

しかし、大切なことは、債務処理完了後の将来

に向けた生活において、同じ債務問題が生じることを防ぐことです。

とりわけ、判断能力が低下された独り暮らし高齢者の方等は、訪問販売業者から同様の不要品購入を行ってしまう等の懸念があります。悪質業者は、一度被害に遭った高齢者等のリストを共有しており、入れ替わり立ち替わりに不要品販売などの不当取引を持ちかけてくることがあります。

そのため、それ以後も、地域社会や関連諸機関・諸団体のネットワークを活用した見守りを強化し、場合によっては、社会福祉協議会との金銭管理契約や、家庭裁判所における「成年後見制度」の利用も検討し、当該独り暮らし高齢者の方の財産や日常家計が護られるような体制作りを行うことが大切です。

⑥ 相談窓口について

高齢者等の債務処理問題の法的支援については、以下のような相談窓口があります。

京都弁護士会においては、弁護士会館で実施する「消費者相談」「クレジット・サラ金相談」「高齢者障害者専門相談」や、外出困難な高齢者等を対象とした「出張相談」(随時)、さらに高齢者や地域包括支援センター職員を対象とした「電話相談」(月2回)も行っております。

また「法テラス」においては、一定以下の資産収入の方について弁護士費用や一定額の実費を立

替払いする制度(民事法律扶助事業)を運用しております。

さらに、市・区役所や町村役場、福祉・介護・医療諸機関等においても、定期的に無料法律相談会を実施しています。

以上のとおり多くの相談窓口がありますので、独り暮らし高齢者の方の支援者や親族等におかれましては、支援の一環として、当該高齢者が必要に応じて上記相談窓口を御利用頂けるよう支援願えれば幸いでございます。

結びにかえて

本稿では、独り暮らし高齢者の方への法的支援の一例として、債務処理問題への法的対応方法について、紹介させて頂きました。

繰り返しになりますが、独り暮らし高齢者の方の問題対処は、当該問題を解決すれば完了というものではありません。当該高齢者のその後の中期的・長期的な生活を見据えて、各方面的専門職や専門機関が、連携しつつ継続的に支援や見守りを行い、安心して過ごして頂けるようにすることが大切であり、そのことは、法的側面から支援の役割を担う私たち弁護士にとっても重要なことなのです。

以上



あのバスに乗って

弁護士 後藤 隆志

弁護士はいつも何かとたかっている。日弁連は死刑が執行されるたびに抗議の声明を出し、少年事件で実名が報道されるたびに遺憾の意を表明する。SNSでは実名・匿名の弁護士が、この業界の先の見えなさや法テラスの割の合わなさに怨嗟のつぶやきを連発する。もちろん私もたかっている。たとえば――

JR京都駅からトンネルを2つ越えてすぐの某県庁所在地。そこにある裁判所に向かう途中、いつも一つのことを考えてしまう。これまでその空想をやり過ごしてきた。だがもう抑えきれないほどに膨らんでいる。

改札を抜けてサラ金と居酒屋チェーンの看板が目につくロータリーを横切る。信号を渡って大通りに出て交番の前を通り過ぎる。その先にいつも2台のシャトルバスが停まっている。乗客はみな会話をなく、背をかがめて新聞に目を凝らしている。

停留所を過ぎれば裁判所はもうすぐだ。長くかかる裁判もやっと今日で終わる。依頼者のよろこぶ顔が目に浮かぶ。

……突然、私は立ち止まる。空を見上げて少し目を細めた後、方向転換してバスに乗り込む。競艇場に向かうそのバスに。

時間になっても弁護士は現れない。きっと事務所に電話がかかってくるだろう。事務局は慌てて連絡を試みるだろう。でも無駄だ、携帯の電源は

とっくに切ってある。

私の心はまだ見ぬ競艇場に奪われている。これまでの人生、競艇をしたことはない。舟券はどうやって買えばよいのか。何を基準に予想をたてるのだろう。運転技術？出身地？ボート？そもそもボートに性能差はあるのか。そういえばさっきサラ金の看板を見たような気がする。ちょうどよかった。いや何てことを考えるのだ――

もちろん私はこの誘惑を無視する。何事もなかつたように裁判を終えて駅に戻る。ホームのベンチに腰をかけて次の電車を待ちながら、たまたま起案を効率よく片付けるにはどうすればよいかと、帰った後の段取りをシミュレーションする。

ふと線路の向こうに目をやる。昔は学習塾や歯医者といった看板が賑やかに並んでいたような気がする。なのに今はほとんどなくなっている。空白を囲む鉄枠についた錆を見つけていっそ物悲しい気分になる。

といえば、昔、ある探偵の看板がなかったか。この駅だけでなく、次の駅にもあった気がする。というか京滋一円にあった。でかでかと顔写真が真ん中にあって〈機動調査〉、〈電話で参上〉とうたってあった。探偵が顔を出しても大丈夫なのか、子どものころ看板を見るたびに釈然としない気持ちにさせられた記憶がよみがえる。私たちにとって探偵といえば、シャーロック・ホームズでも金田一耕助でもなく、○○探偵だった。

○○探偵に思いをめぐらしているうちに事務所に着く。一息ついた私は目の前にあるこの準備書面に全力をもって取り組まねばならない。締め切りはおとといだ。それが終わったら事務所報の原稿にも取りかからねばならない。締め切りは1ヵ月前だ。

だが固く決意したそばから、つい○○探偵のことを考えてしまう。実は最近、街を歩いていて○○探偵の事務所を見つけてしまったのだ。まさか生活圏内にあったとは。そして現役だったとは。看板の人物はすでに禿げ上がった初老の男性だったような気がする。あれから数十年、ひょっとしたら代替わりしているのかもしれないが、間違いなく○○探偵と看板が出ていたのだ。

しかし今はそんなことを考えている場合ではなく、私はこの準備書面の構成をどうするかを一心不乱に考えなければならない。主張の大筋は固まったが、どうにも証拠が弱い気がする。論理の運びもいま一つだ。参考になる判例を探さなければ。

……検索をかけてみる。なんと○○探偵はウィキペディアにも載っている。誰がその情報を欲するのか出生からの事細かな来歴まで。〈秘密学校での教育を生かし偽札で一儲けを企むが、力及ばず挫折〉〈十代の頃から付き合う女性は10歳も15歳も年上であり、60歳を過ぎても年上好みは変わらない〉〈なお、素行調査は自らの妻にも及んでいる〉――予想外の記述に目が離せなくなる。呼吸が荒くなる。舞い上がった私は電話をかけたい気持ちを抑えられない。ぜひとも電話で参上してほしい。まったく用がないわけではない。私には証拠が必要なのだ。彼ならきっと見つけてくれはしまいか――

もちろん私はこの誘惑もやり過ごす。切羽詰るほど余計なことをしたがるのは私の悪い癖だ。そんなことだからいつも仕事に追われているのだ。

依頼者に怒られるのだ。裁判官に軽蔑されるのだ。人知れず顧問契約を解除されるのだ。

気がつけば午後の裁判が迫っている。あわてて自転車にまたがり裁判所へと急ぐ。一旦停止も減速もせずに碁盤の目を突き進む。この裁判はがっぷり四つに組んだまま重要な局面をむかえているのだ。

途中、裁判所まであと少しのところに小さな洋品店がある。店先に一匹の老犬が横たわっている。ラブラドールとかレトリバーとか多分そういう犬種だ。たまに下校途中の小学生にかまわれて迷惑そうにしているが、それ以外はいつも寝ている。太陽に照らされた白い腹が膨らんで凹んでまた膨らんでいる。

この犬をはじめて見てからもう十年以上になるだろうか。事務所のベテラン弁護士に聞くと、昔は凶暴だったらしいが今は見る影もない。通りかかるたびにベルを鳴らして睡眠を邪魔していた時代もあったが、もう年なのだろう、数年前から反応もしなくなった。

裁判が始まるまであと10分もない。早めに着いて準備万端でのぞまなければ。上から目線でこちらの話をあまり聞いてくれないあの裁判官の心証を、どうにかしてこちらに引き寄せなければならない。急がないと。それなのに。

……自転車を止めた私は犬に近づいてその白い腹を思う存分にわしゃわしゃと撫でまわす。老犬はじめ驚いた様子をみせるが、すぐに興味を失ってされるがまだ。

時間になっても弁護士は現れない。きっと事務所に電話がかかってくるだろう。事務局は狂乱するだろう。でも無駄なのだ、携帯の電源は切ったままだ。私にはいくぶん頭の弱い雑種犬を飼っていて不幸なかたちで喪ってしまった過去がある。だから犬をみると放っておけない性分なのだ――

もちろんこの誘惑にも打ち勝った私は、少し遅れて法廷に入り、スーツについた毛を払って席に着く。裁判をどうにか終えて事務所に戻り、手に残った感触を反芻しながら再び起案にとりかかる。この準備書面だけは今日中に提出しないと依頼者と裁判所の信用をもろとも失ってしまう。事務所報の原稿はもうあきらめた。

深夜になっても終わらない。煮詰まってネットサーフィンに逃避する。

今日も全国の弁護士がいろんな事とたかっている。日弁連が一方通行の意見を表明している。

実名・匿名の同業者がキリッとしたつぶやきを連発している。

どうしてそのようなことを平然とできるのだろう。私はだめだ。赤面してしまう。背中がむず痒くなってしまう。だから自分のしているこの仕事にいくらかの適性も感じることができない。素の人格と職業上の人格をうまく使い分けられない。だからいつも余計なことを考えてしまう。

あのシャトルバスが運ぶ象徴的な何か、○○探偵の現在、そして老犬の残り少ないのであろう余生の方がよっぽど気になってしまふのだ。

新たな時代の刑訴法

弁護士 知花 鷹一郎

新たな時代の刑訴法

平成27年3月、刑訴法をはじめとする刑事司法改革関連法案が本国会に提出されました。

その内容は、捜査機関における取調べを録音・録画することの義務付け、全ての身柄事件について捜査段階（勾留から起訴まで）で国選弁護人がつくようになること、捜査機関の所持する証拠一覧表の開示義務、司法取引制度の導入など、多岐にわたります。

この法案が提出されるまでに、法制審議会の会議が30回開かれ、実に3年もの時間をかけて、議論が続けられました。

今回は、その法制審議会で最も注目的となった「取調の可視化」について話したいと思います。

ことの発端は・・・

平成21年6月、ある障害者団体の巨額の郵政法違反事件に関与したとして、厚生労働省の役員数名が大阪地検特捜部により逮捕・起訴されました。

そして、この事件のさなか、検察当局による証拠のねつ造が発覚し、さらには取調べ官による自白の強要が行われていたことが明らかになるなど、捜査機関のあるまじき捜査の実態が世にさらされることとなりました。

この郵便不正事件の中で起きた検察当局による証拠ねつ造事件は、世間に大きな波紋を広げ平成22年11月には法務大臣の諮問により「検察のあり方検討会議」が発足されるまでにいたりました。

そして、この会議の結果、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始するべきである。」との答申がなされました。

この答申を受けて、えん罪を生まない新たな刑事司法制度の構築に向け、郵便不正事件において無罪となった厚生労働省元局長の村木厚子さんや、映画「それでもボクはやってない」の監督をされた周防正行さんをはじめとする有識者委員も参加した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が立ち上げられたのです。

密室で

以上の経緯をみればわかるように、新たな刑事司法制度を検討することの本来の趣旨は捜査機関による違法・不当な取調べを撲滅することにありました。

警察や検察での取調べは、捜査機関の取調べと



被疑者との一対一で行われます。そこに弁護人が立ち会うことは認められていません。

取調べられることに慣れていない被疑者と、取調べ方法の研修を経て何件も取調べをこなしてきた取調べ官とが、いわばアマチュアとプロとが密室でやりあうことになるのです。

捜査機関は、このような取調べによって真実が明らかになる、と考えています。果たしてそうでしょうか。

取調べ官は、被疑者に対して、「事件の犯人である」との前提で取調べを行います。彼らの頭の中では、被疑者が犯人であることを前提とした事件のストーリーが既に固まっているのです。

そして、そのストーリーを被疑者の口から語らせるべく、様々な手を使ってきます。「他の奴がそういうっている。」「お前を見たやつがいる。」「客観的な証拠が出たら一発やぞ。今のうちに話せば罪を軽くしたる。」などと、言葉巧みに誘導し、ときには強要することもあります。

取調べ室という密室で行われていること、それはつまるところ「捜査機関が考えるストーリーを被疑者に供述させること」であって、「被疑者の語る真実を明らかにすること」では決してないのです。

現に、宇和島事件、富山・氷見事件、志布志事件、北方事件、足利事件、布川事件等、これまでに明らかになった多くのえん罪事件は、被疑者・被告人が自白させられ、犯人に仕立て上げられたものでした。

これはなにも世間の注目が集まるような重大事件にかぎられたことではありません。暴行や窃盗など、頻繁に起こる事件でも似たようなことは行われているのです。

私が担当していた窃盗の事件では、逮捕直後の取調べで、取調べ官に「素直に罪を認めれば執行猶予がつくようにしたる。」といわれ、その人は釈放されたい一心で犯行を認めてしまいました。しかし、執行猶予をつけるか否か判断するのは裁判所で

あって、捜査機関にそのような権限などありません。明らかな利益誘導です。このときの（虚偽の）自白が尾を引き、その人は起訴され、結局、執行猶予はついたものの、有罪判決となってしまいました。このようにえん罪事件は今なおふえつづけています。

「公開の裁判」を実現する武器としての「可視化」

そもそも、「取調べの可視化」は、憲法上の権利保障にもつながる重大な「権利」です。

憲法37条1項では、公開の裁判が保障されており、同条3項では、弁護人依頼権が保障されています。

公開され、周囲の目にさらされた場所で、弁護人の助力があって初めて、捜査機関と対等な当事者として、いわばプロ対プロとしてやりあうことができるのです。こうして防御権が保障されて初めて、公正な裁判を受ける権利が保障されることになります。

しかし、実際の裁判では、捜査機関が取調べをして作成した供述調書が重要な証拠とされることが多くあります。裁判所は、捜査機関をある程度信頼しており、また事件発生から間もない初期の供述が記されたものとして、供述調書の証拠としての価値を高く評価するのです。

ところが、供述調書の内容は、先にも述べたとおり、「被疑者の語る真実」ではなく、取調べ室で、取調べ官が誘導・強要によって作り出した「取調べ官の語らせたいストーリー」でしかありません。

せっかくの公開の法廷において、その作成過程の知れない密室で作成された供述調書によって事実が認定されてしまえば、「公開」されている趣旨が減退し、公正な裁判を受ける権利の保障が揺らいでしまいます。

真実は公開の法廷で語られなければなりません。弁護人の立ち会えない取調べ室のなかで、アマチュアの被疑者に対して、プロの取調べ官が、いかにして歪曲された事実をしゃべらせているのか、公開される必要があります。それを実現する方法が、「取調べの可視化」すなわち取調べの録音・録画なのです。

取調べの録音・録画により、取調べ官の違法・不当な取調べなくす。しかし、その最も本質的な意味は、取調べ室のなかでのやり取り（取調べ官が、いかに自分のストーリーを被疑者にしゃべらせようとしているのか）を明らかにすることで、「公開の法廷ではなく、密室の取調べ室で真実が語られる」という幻想を打ち破り、裁判所をして供述調書偏重主義から脱却されることにあるのだと、私は思っています。

踏み出した第一歩

冒頭で述べたとおり、今回の刑訴法改正により、一部の事件について取調べの録音・録画が義務づけられることとなりました。

30回にもわたる会議の結果、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件を対象とした、被疑者に対する検察官・警察官の取調べ全過程の録音・録画を義務づける制度を勝ち取ったのです。

これは、これまでの供述調書偏重主義を突き崩す「第一歩」といえるのではないでしょうか。

しかし、それは重要な「第一歩」ですが、あくまで「第一歩」にすぎません。今回成立する新制度においても、可視化対象事件から外れる事件の方が多く、対象外の事件においては、今後も密室のなかで作り上げられた調書によって判決が下されてしまいます。

これからさらに、第二歩、三歩と取調べ可視化の対象事件を広げ、やがて全事件を対象とした全過程全面可視化へ向かわせるために、対象外の事件についても録画・録音の申入れをする等して実績を作っていく必要があります。

それが、憲法で保障される「公正な裁判」の実現につながるのですから。



「読み切り」と「ストーリーもの」

弁護士 金井 健作

法曹界にはマニアックな人が多いと言われる。のめり込み度や拘り度がやたらと高く、その人が関心を払う分野へ話しが及ぶと目が怪しい光を帯び、こちらの興味があれば勿論、仮に無くとも、長々とした話しが続きいつ尽きるとも知れない（場合がある）。当事務所にも複数名存在している（ように思われる）。

私自身は幸か不幸か、このようなタイプではない。特定の事柄にのめり込み、あれやこれやと本を読み漁ったり、研究したりといったことには残念ながら億劫な方である（…仕事は別だと声高に）。弁護士という職業上は、このようなタイプこそが伸びると言われることもある。医学への強い興味から医療過誤事件を手掛け、ライフワークとして大家になっておられるケースなどがこの典型だろうが、私はこうはなれまい。

そういう訳で、のめり込むほどにマンガに詳しい訳でない私だが、最近楽しみにしているマンガで「ブルー ジャイアント」というのがある。「岳」という山岳マンガで第1回マンガ大賞を獲得された石塚真一氏の作品であり、「ブルー…」は現在、ビックコミックに掲載されている。

「ブルー…」の内容を数行で要約すれば、仙台の高校生が3年間、サックスを一日も欠かさず練習し、上京してバンドを組み、ジャズ界の巨星（ブルー

ジャイアント）を目指すというストーリーである。

私にはジャズピアノをずっとやっている友人が一人いて、その友人が入門的なCDを作ってくれ、車で何度か聞いているが、正直、その良さは？？？であって、ジャズにはド素人である。登場するその道の大家らしき音楽家の名前もほぼ知らない。

それなのに、このマンガはとても面白い。

週刊でなく隔週で、しかもセリフがほとんど無い（たまに一言もない）ので、1回読むのに1分もかかることがある。単行本もまだ5巻までしか出ていない。そのため物足りない。

そこで最近、これまで読んだことがなかった「岳」に手を出してみた。「ブルー…」がストーリーものであるのに対して、「岳」は読み切りだった。作者自身が相当なクライマーであるそうだが、「岳」で描かれるのはほぼ全てが遭難で、人が亡くなることが多い。そのためか、毎回泣ける。

一回ごとに終わる「読み切り」と、ずっと展開していく「ストーリーもの」、どちらを描いていくのがより大変なのだろうかと考える。

全くの畠違いを憚らずに推測すると、「読み切り」を続ける方が、毎回、新たな着想やストーリーを完結させる馬力が必要とされる分、作者にとっては

より大変なのではないだろうか。「ストーリーもの」であれば、多少脱線してもリカバリーが可能ともなろう。

これを私達の仕事（民事紛争）になぞらえると、「読み切り」は示談交渉、「ストーリーもの」は訴訟に類似するように思う。訴訟は一定の時間をかけて裁判所を説得していく作業で、最終的には必ず裁判所による判断が出される一方、示談交渉はかなりのスピードが要求され、また自分の法的知識及び聴取事実のみを頼りに事件を決着させる馬力が必要となる。

手段としてどちらがより良いというものではなく、その事件や局面に適した方法を都度選択することになる訳だが、このごろ、自分の仕事に占める割合として、示談交渉に比較して訴訟の比率が上がってきているように感じる。

示談交渉ばかりであった頃と比較すると精神的な負担は軽減されるように思うが、馬力を失っていたり、単に楽な選択をしていないか、そこには常に留意せねばと思う今日このごろである。

因みに、「岳」と「ブルー…」は、どちらもとても面白い。示談交渉も訴訟も、磨かねば…。

以上



<http://www.miyako-law.gr.jp/>

事務所報『大文字』2015年夏号(第43号)

2015年8月1日 発行

【発行元】

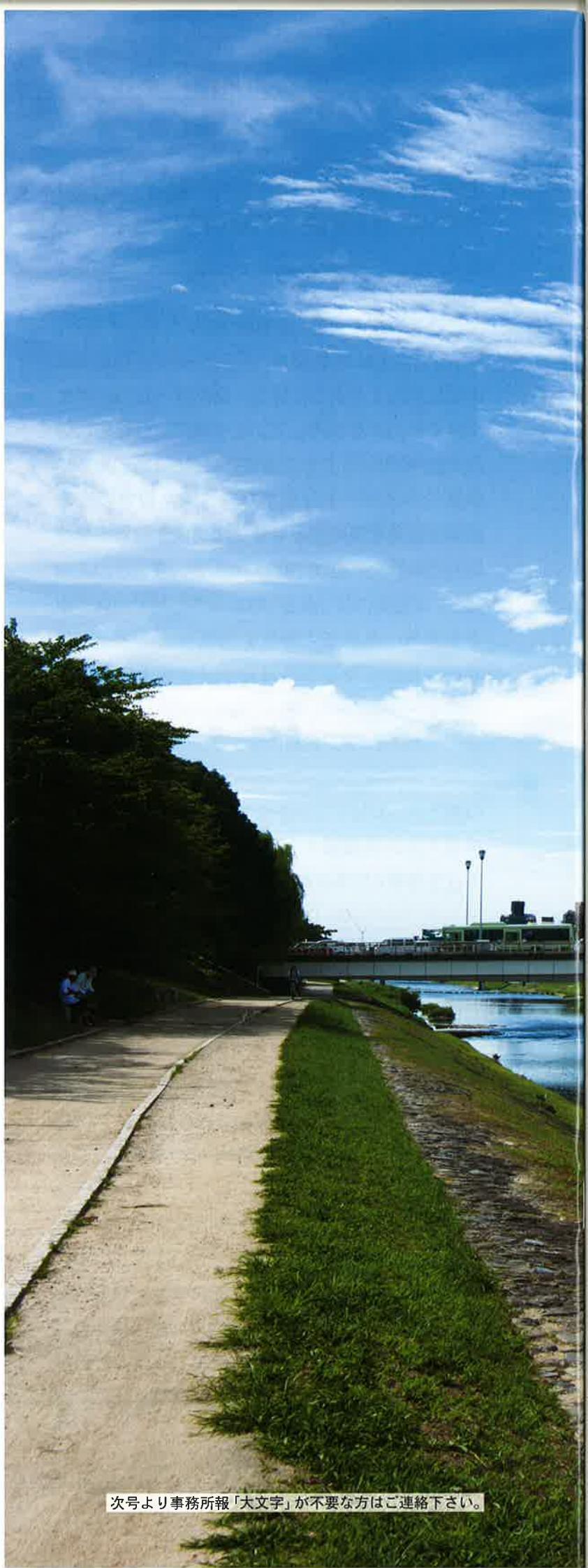
弁護士法人 みやこ法律事務所

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル8階
TEL (075) 211-4433(代表) FAX (075) 221-2004

弁護士 橋本皇玄／弁護士 小田宏之／弁護士 後藤隆志
弁護士 金井健作／弁護士 片山美紀／弁護士 粟野浩之
弁護士 知花鷹一朗

弁護士法人 山陰リーガルクリニック

〒690-0884 松江市南田町62-6 パラディーザビル3階
TEL (0852) 23-4300 FAX (0852) 32-4811



次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。